

緑化推進事業補助金のご案内

～日進市都市緑化推進事業補助金～

日進市では、「あいち森と緑づくり税」(県民税)を財源として、優良な緑化事業について補助を行っています。

1 補助対象区域

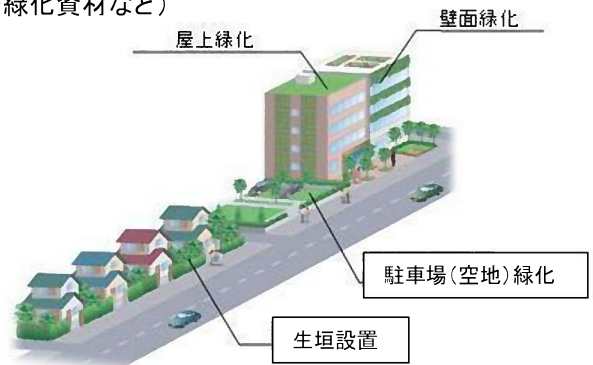
日進市内の次の区域に存する建築物及びその敷地が対象となります。

- ①市街化区域
- ②市街化調整区域内の既存集落

2 補助の対象

屋上緑化、壁面緑化、空地緑化、駐車場緑化、生垣設置にかかる以下の工事費用

- ・植栽(例:樹木、地被植物、芝など。1～2年で枯れる草花は除く。)
- ・植栽基盤(例:客土、屋上緑化資材、壁面緑化資材、駐車場緑化資材など)
- ・灌水施設(例:散水栓、給水管など)
- ・本事業により整備した園路



3 受付期間

毎年4月1日から

※予算額に達した時点で受付を終了します。

4 補助の金額

○補助金額は、補助対象工事費の2分の1の額とし、以下の範囲内となります。

- ・10万円以上500万円以下(生垣設置については3万円以上)
- ・屋上緑化、壁面緑化:緑化面積に1㎡あたり3万円を乗じて得た額
- ・空地(地上部)緑化:緑化面積に1㎡あたり1.5万円を乗じて得た額
- ・駐車場緑化:緑化面積に1㎡あたり2万円を乗じて得た額
- ・生垣設置:生垣延長に1mあたり5千円を乗じて得た額

5 補助の条件(以下の条件を全て満たすもの)

- ・新たに緑化する面積が50㎡以上であること
(補助対象が生垣設置のみの場合は、延長15m以上が必要です。)
- ・優良な緑化の要件を満たすこと
- ・緑化工事契約前に申請し、申請した年度の3月15日までに実績報告書を提出すること
- ・補助を受けたことを示す表示板を、1か所以上設置すること

※補助金の詳細につきましては、日進市都市緑化推進事業補助金交付要綱をご参照ください。
(日進市のホームページから閲覧することができます。)

【お問い合わせ】日進市役所 都市整備部 都市計画課 公園緑地係
電話:0561-73-3297 ファクス:0561-73-1821

日進市都市緑化推進事業補助金の交付までの流れ

